

山中たい子議員

1. 新年度予算と県民生活支援について
 - (1) 予算編成の政治姿勢
 - (2) 県民生活支援策(後期高齢者医療制度/私立学校助成策/水道料金の値下げと水源開発の見直し)
2. 雇用と地域経済活性化について
 - (1) 雇用対策(高年齢者雇用安定法の遵守/職業訓練施設の存続)
 - (2) 中小建設業の振興策(ダンピング防止策/住宅リフォーム助成制度の創設)
3. 農業振興策について
 - (1) 米の価格保障と消費拡大・地産地消
 - (2) パン用小麦「ユメシホウ」支援策
4. 教育行政について
 - (1) 特別支援学校整備計画の見直し
 - (2) つくば養護学校の分離新設
5. 大型開発の見直しについて
 - (1) TX沿線開発の見直し・筑波山の活性化策
 - (2) 自衛隊百里基地・茨城空港

1. 新年度予算と県民生活支援について

〔予算編成の政治姿勢〕

日本共産党の山中たい子です。

住民の暮らしは底なしの悪化を続けています。完全失業率は5.1%で、有効求人倍率は昨年12月で全国0.43倍、本県は0.37倍と深刻な事態です。この10年間で、国民総生産は0.4%しか伸びず、雇用者報酬はマイナス5.2%と、先進7カ国の中で、最も成長力のない脆弱な経済になってしまいました。

自公政権は「強い企業を強くすれば、経済が成長し、暮らしも良くなる」と、構造改革を強行し、完全に破たんしました。新政権には抜本的な経済危機打開策が求められています。

本県も同様です。知事は「陸・海・空の広域ネットワークを活用し、企業誘致や産業振興に努め、その活力を生かして生活大県にとりくむ」と表明しました。しかし、

活力どころか破たんして、後始末に追われているのが実態です。1,500ha の開発用地が売れ残り、4,400 億円もの莫大な借金をかかえてしまいました。

住宅・開発・土地開発の三公社の破たん処理に、09 年度は最終補正で 147 億円も投入し、06 年から 4 年間で 507 億円、新年度は 148 億円も投入する予定です。将来負担率は全国 4 番目、財政悪化の最大の原因となってしまいました。

橋本知事はバブル経済が崩壊した後に就任し、工業団地や T X 沿線開発など、開発行政をさらにすすめる破たんに追い込んだ責任は大きく問われます。開発行政を抜本的に見直すことについて知事の所見を伺います。

破たんのツケを県民に押し付け、医療・高齢者福祉、保育所など独自政策を次々と切り捨ててきました。小児慢性疾患や重度心身障害者の医療助成を大幅に削減し、新年度は、米寿達成者の褒状や重度心身障害者住宅リフォーム助成制度の廃止、県内唯一の肢体不自由児施設・県立こども福祉医療センターの民間委託をすすめようとしています。

弱い立場の県民を切り捨てる、間違った県政は改めなければなりません。今こそ、「住民福祉の向上」という地方自治体の原点にたった県政運営に切り替えることを強く求め、所見をうかがいます。

〔県民生活支援策〕

県民生活支援策について質問します。

後期高齢者医療は、高い負担と差別医療を押しつける世界に例のない制度です。速やかな廃止が国民の声です。知事は即時廃止を国に要請すべきですが、所見を伺います。

4 月は 2 年毎の保険料の改定時期にあたり、値上げ中止を求めて議会への請願署名が広がりました。2 月 17 日、後期高齢者医療広域連合議会において剰余金 32 億円を活用した保険料の据え置きが決まりました。厚労省は昨年 11 月、「剰余金活用、財政安定化基金の取り崩し、県・市町村の法定外財源の繰り入れ」を通知しました。本県の財政安定化基金 9 億 6 千万円は未だ使われたことはありません。基金の取り崩し保険料を値下げすべきですが、お答え下さい。

国の高校授業料無償化の方向は、前進です。公立は授業料をとらず、私立は年額授業料相当の 11 万 8,800 円を就学支援金として全生徒に支給します。すでに諸外国では私立高校の大半が公費で運営されており、私立高校も無償化しなければ、教育の機会均等を保障したとは言えません。公私格差是正にとりくんできた父母や教職員の願いにこたえるためにも、さらなる拡充を求めるものです。

経常費補助について、高校の地方交付税措置は前年比 1 人 5,200 円増ですが、本県の予算措置は 1,734 円にとどまっています。引き上げを求め、知事の所見を伺います。

新年度の授業料減免予算が前年度比で半額まで削減されてしまいます。年収 350 万

以下の場合、授業料年額平均 29 万 7 千円を基準に、就学支援金との差額を補助することにしました。本県の施設設備費を加えた学費年額平均は 45 万円です。これを減免基準とし、授業料免除制度を年収基準の引き上げを含め抜本的に拡充することを求めるものですが、知事の所見を伺います。

家計所得改善のきざしは見え、水道料金値下げの声は切実です。企業局は、県西広域水道の基本料金を 1 トンあたり 100 円引き下げます。昨年、料金値下げを要望した県西広域 13 自治体からは、歓迎の声があがっています。しかし、引き下げ額は 1 億円で黒字額の 7 分の 1 です。

県水道会計の 20 年度決算は 26 億円の大黒字です。とくに県南広域水道は 1 4 億円にものぼります。借金の繰り上げ償還により支払い利息は 37 億円も軽減され、全国平均を上回る高い収益性をあげています。県水道料金の値下げを強く求め、知事の所見を伺います。

水道の給水量は全体で横ばい傾向です。施設能力 55 万トンに対し、一日最大給水量実績は 42 万トンとその差は 13 万トンです。八ッ場ダム・湯西川ダム・霞ヶ浦導水事業の暫定水利権は県南・県西・県中央で計 9 万トンです。水の融通だけで十分対応できます。

国が中止すると決めた八ッ場ダムに 13 億 6 千万円、湯西川、思川を含めたダム負担金には 30 億円の予算を計上しています。これらの水源開発は必要ありません。知事の所見を伺います。

2 . 雇用と地域経済活性化について

〔雇用対策〕

次に雇用と地域経済活性化について質問します。

高年齢者雇用安定法は、65 歳までの継続雇用を全ての企業に義務づけました。企業は、定年引き上げ、継続雇用制度の採用、定年の定めでの廃止などの措置を講じなければなりません。継続雇用制度は、法の趣旨からも希望者が全員再雇用されるべきです。

ひたちなか市にある日立工機株式会社の再雇用者はあまりにも少なく、「この 1 年間の定年退職者は 80 人、再雇用は工場外で 5 人、工場はゼロ」と担当課長がいうほどです。

3 月 20 日定年退職日を迎えるある労働者は、昨年 11 月末に再雇用希望申告書を提出したところ、1 月末に提示されたのは宮城県仙台市東北支店配送センターでした。無理な条件を押し付けて再雇用できないようにしています。

私は 3 月 3 日、茨城労働局に要請にいきました。担当課より「昨年 10 月、厚労省から各県の職業安定部長に通知があり、平成 22 年度から『継続雇用の非該当者数が定年退職者数の 50% を超える企業について指導・要請をおこなう』と踏み込むように

なった」と説明を受けました。

法第5条では国及び地方公共団体の責務が明記され、本県商工労働部は「高齢者雇用推進委員会」の構成メンバーです。茨城県経営者協会など経済4団体に対し強く継続雇用を要請すべきですが、所見をお聞かせ下さい。

厚労省は、雇用・能力開発機構廃止にともない、桜川市にある「筑西地域職業訓練センター」を平成22年度末で廃止する予定です。認定訓練事業などの委託先である筑西職業訓練協会は、桜川市など3市の一部事務組合と地域86社が共同運営しています。利用者は年間2万人を超え、失業者の職業訓練や在職者のスキルアップの場として貴重な役割を担っています。雇用情勢は依然厳しく、本県の有効求人倍率は全国を下回っています。職業訓練は国・県の重要な仕事であり、センターの存続へ、知事はあらゆる手立てを尽くすべきですが、所見を伺います。

〔中小建設業の振興策〕

いま、県内中小建設業者は、大変厳しい経営を余儀なくされています。中でも、安値ダンピングの受注は中小業者を危機的状況に追い込み、下請業者や労働者、ひいては地域経済にも大きな影響を及ぼしています。

私は先日、県の建設業協会を訪ね、役員の方々と懇談をもちました。「ダンピング防止策はぜひ行政でおこなってほしい」との強い要請を伺いました。

公共事業は、競争によるコスト削減のみを追求するものではなく、中小建設業の育成と労働者の適正な賃金の確保、品質の確保につながるものでなくてはなりません。

最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の引き上げなどは、ただちに取り組むべきだと考えますが、見解を伺います。

同時に中小建設業者の振興のためには、公共事業の中身を、不要不急の大型公共事業から、雇用や地域振興への波及効果が高い生活密着型に転換させることです。

この点で私は、これまでも住宅リフォーム助成制度を提起してきましたが、今月から秋田県が都道府県では始めて実施に踏み出しました。建設労働者の組合が国土交通省の委託を受けておこなった県内調査では、助成制度の対象に5割近い人が「住宅リフォーム」をあげています。しかも、9割の人が「地元の工務店」に依頼したいと答えています。

県民の要望も大きく、中小建設業者の仕事確保にもつながる「住宅リフォーム助成制度」の創設に踏み切るべきではないでしょうか。見解を伺います。

3. 農業振興策について

〔米の価格保障と消費拡大・地産地消〕

次に農業振興策について質問します。

鳩山内閣は戸別所得補償制度のモデル対策を予算化しました。減反を前提に、交付単価は全国一律で 10 ㍏あたり 15,000 円です。農水省発表の全算入生産費は 1 俵 16,497 円で、戸別所得補償水準は 1 俵 13,703 円です。生産費をカバーしていません。私どもが懇談した農協の幹部の方も、F T A 推進と一体ですめるのではないかと、不安や批判の声をあげています。

安心して米をつくり続けるためには米価の回復と安定が課題です。生産費に見合う価格が設定され、これを下回った場合はその不足分を補う価格保障の仕組みが必要です。見解を求めます。

地産地消の流れを推進するうえで、学校給食への地場農産物の提供は重要です。本県の活用は 30% ですが、農業県として消費拡大、地産地消を推進すべきです。

食育基本法制定で、学校でも食育が新たな教育活動として義務化されました。学校給食は生きた教材であり、米飯給食の提供回数について現状 3 回を 4 回に増やすことを提案します。あわせて見解を求めます。

〔パン用小麦「ユメシホウ」支援策〕

「パンの街つくばプロジェクト」は、つくば市経済部・市商工会・独立行政法人作物研究所・農家とパン屋さんが共同で進めています。

作物研究所は 07 年、関東地域の栽培に適したパン用小麦「ユメシホウ」の開発を 10 年かけ成功させました。「地元産小麦を使った安全・安心なパンが食べたい」の声に応えた研究者の熱意が実り、品種登録出願されました。丈夫に育てるため麦踏み回数を増やし、たんぱく量をあげる追肥の時期など、県地域農業改良普及センターも含め栽培法の改善研究が続けられています。

パン屋さんの店頭に並び、市の産業祭でも人気です。学校給食にも提供されました。関係者の努力で地産地消が着実に広がっています。

つくば市はプロジェクト終了後を見据え、国の産地品種銘柄指定に取り組んでいます。食の安心・安全、自給率向上に役立つとりくみを励まし支援すべきではないでしょうか。知事の所見を伺います。

4 . 教育行政について

〔特別支援学校整備計画の見直し〕

次に教育行政について質問します。

児童生徒数の急増にともない、5 年間の特別支援学校整備計画が初めて策定されました。県民要望を反映し、結城養護の分離新設やスクールバス乗車時間の短縮などが盛り込まれました。

計画終了時 250 人を超える学校がつくば養護 363 人、鹿島養護 300 人、伊奈養護 250

人の3校もあり、学校規模として適正なのか疑問です。

神奈川県は平成18年3月、「養護学校再編整備検討協議会報告書」で、養護学校の適正規模について「個に応じた学習活動が基本となるものの集団活動に適した児童生徒数を考慮して、知的単独校は小中高全体で130人程度、知肢併設校は160人程度」と提言しました。大阪は200人程度です。

整備計画をすすめるにあたり、学校の適正規模について検討すべきですが、教育長の所見を伺います。

〔つくば養護学校の分離新設〕

つくば養護の分離新設と、高等部単独校の設置を提案します。開校4年目の新年度は330人程度です。整備計画では、「370人まで受け入れ可能」と何らの対策も示していません。現在13教室が不足し、開校時180人規模の2倍に迫っており、教育条件の改善は待ったなしです。お答えください

5. 大型開発の見直しについて

〔TX沿線開発の見直し・筑波山の活性化策〕

次にTX沿線開発の見直し、筑波山の活性化策について質問します。

TX沿線開発の行き詰まりは明らかです。土地処分期間の10年延長と地価下落を毎年2%見込んだ収支見直しにより、県有地売却後も1,020億円の赤字です。

「県債残高の圧縮が急務」と打ち出された対策は、保有土地の金利負担280億円、関連公共整備負担分205億円の計485億円を、20年間一般会計から土地区画整理会計に繰り入れる計画です。

毎年の土地処分目標をたてても見通しを持ってないことは明らかです。総務部長は、本会議で「沿線地区も計画の達成は相当困難な状況」と答弁しました。処分できなければ、赤字額はさらに膨みます。

地価上昇を前提にした土地区画整理事業が問われており、沿線開発は規模縮小を含め抜本的に見直すべきです。知事の所見を伺います。

鉄道開通で多くの観光客が訪れ、筑波山、真壁など周辺地域の観光スポットが人気です。つくば市は、渋滞回避と誘客対策ため、不動峠経由で40分おき1日乗り降り自由の90分運行「筑波山麓観光周遊バス」の社会実験を行いました。バス発着所を筑波庁舎駐車場にし、125号バイパス付近には「道の駅」や直売所の設置を、と市民提案が出されています。支援策について伺います。

〔自衛隊百里基地・茨城空港〕

次に自衛隊百里基地、茨城空港について質問いたします。

1日12往復、24便の国内便需要予測は欺瞞でした。国内便ゼロ、韓国便1往復の

みで開港、本来なら責任をとって開港の延期、中止をすべきでした。

私どもは本年2月3日、国土交通省と防衛省の担当者に会ってきました。予測はずれについては、国も渋々認めました。国は8人の職員を配置し、本県は就航対策など7億5千万円の予算化です。「これ以上、税金投入をすべきではない」との県民の声をどう受け止めるのでしょうか。

茨城空港開港に伴って、自衛隊は従来の訓練は一切縮小しないと断言しています。

北関東防衛局の自動測定装置では、08年1年間で、うるささ指数・W値70をこえたのが11カ所中8カ所でした。小美玉市上合（かみあい）堂前会館では、1日平均W値89.8を記録し、多い月は1日64回も発生しています。

基地周辺の騒音被害について、自衛隊機の訓練の縮小を求めるべきですが、所見を伺います。

共用化事業によって、自衛隊基地の機能が強化されてしまいました。新滑走路と誘導路は、防衛省に所有権が移転しました。防衛省は17億円で管制塔を10m高くして新設、23億円で自衛隊滑走路の嵩上げ補強工事を行ないました。これら防衛省発注工事は78億円で、共用化事業の35%も占めています。

ところで、新滑走路の自衛隊利用についてです。新滑走路の自衛隊使用を認めないよう私どもは提起をしてきました。1998年に「主として民航機が使用する新たな滑走路の建設」を確認して事業がはじまりました。昨年7月6日に小美玉市長と市議会議長は、北関東防衛局長に「緊急時において自衛隊が使用することになっており、運用協定を開港前に締結すること」と陳情しています。どのような取り決めをしているのか、知事の所見を伺います。

2006年、日米合意によって百里基地は日米共同訓練基地になり、これまで4回実施されました。本年1月29日から2月5日の訓練はこれまでのタイプ からタイプ になり、騒音はW値100をこえました。タイプ は最大12機、米軍200人、14日間おこなわれます。今回の自衛隊滑走路の嵩上げは、タイプ の訓練へと強化されたのです。

沖縄の訓練を縮小するためとしながら、逆に嘉手納基地の訓練は強化しています。百里基地は日米訓練の基地にすべきではありません。知事の所見を伺います。

以上で、私の質問を終わります。答弁によっては再質問をさせていただきます。

〔橋本知事の答弁〕

〔予算編成の政治姿勢〕

山中たい子議員のご質問にお答えいたします。

まず、新年度予算と県民生活支援についてであります。

はじめに、予算編成の政治姿勢についてご質問をいただきました。

議員ご指摘のように、住民福祉の増進は県政において最も重要な目標であり、私はマニフェストにおいて「生活大県」を掲げたところであります。しかしながら、そもそも財源がなければ、県民の福祉や暮らしに関する施策の充実を図ることはできません。

こうした考え方の下、将来にわたり働く場所の確保や税源の涵養を図り、県民の福祉や暮らしを守っていくためには、広域交通ネットワークなどの発展基盤の整備を進め、定住の促進や交流人口の増加、新産業の育成や企業誘致などを進めていくことが重要であると考えておりますので、引き続き積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

その上で、「生活大県づくり」を進めるため、来年度予算につきましては、医師確保や救急医療など地域医療の充実、小児医療費助成制度の小学3・4年生及び中学1年生への拡大や中高一貫校の整備、特別支援学校の新設など、県民生活に身近な様々な施策について重点配分し、今後の県政運営の方向を明確にしたところであります。

今後とも、より一層企業誘致や産業振興に努め、その活力を活かしながら、全ての県民の皆様が安心、安全、快適に暮らせる「生活大県」の実現に向けて、全力で取り組んでまいりたいと存じます。

〔県民生活支援策〕

（後期高齢者医療）

次に県民生活支援策についてお答えいたします。

まず、後期高齢者医療制度についてお尋をねいただきました。

後期高齢者医療制度につきましては、私どもとしましても、これに替わる新しい制度の創設に向けて、国民的合意が得られる制度とするとともに、地方の負担が増えることのないよう要望してきたところでありまして、今後とも、全国知事会での議論なども踏まえながら、よりよい制度の創設に向けて、要望を続けてまいりたいと考えております。

次に、後期高齢者医療財政安定化基金の取り崩しによる保険料引き下げについてでございます。

後期高齢者医療制度の保険料については、被保険者数の伸び率や一人当たり医療給付費の伸び率を勘案して2年毎に見直しが行われることになっております。

国においては、平成22年度及び23年度の保険料について試算した結果、現在の保険料に比べ、全国ベースで約14%増加する見込みとなったことから、各都道府県あて後期高齢者医療財政安定化基金の取り崩し等による保険料の増加抑制について協力要請をしたところであります。

これに対し、本県におきましては、広域連合が保有している医療給付費準備基金を

活用することによって、平成 22 年度及び 23 年度の保険料が据え置かれることとなったところであります。

ご質問の県の財政安定化基金につきましては、本来、保険料収納が予定を下回ったり、医療給付が予想を上回ったりした場合に財源不足を補うため資金を交付・貸付する目的で設置されたものでありまして、平成 21 年度の本県の被保険者 1 人当たり平均保険料が、49,660 円と、全国平均の約 6 万 2 千円を 20%ほど下回っていることから、現時点では、取り崩すまでの状況にはないものと考えております。

(私学助成)

次に私立学校助成策についてお答えいたします。

まず経常費補助についてでございます。

本県では、厳しい財政状況の中で、これまでも毎年度経常費補助単価の増額に努めてまいりました。

平成 22 年度におきましても、国の財源措置や他県の動向、そして本県の財政状況などを総合的に勘案したうえで補助単価を増額し、高等学校分として総額 66 億 8 千万円余りの予算を計上しております。

全国的な状況を見ますと、各県とも厳しい財政状況を反映し、地方交付税単価が増額されているにもかかわらず、補助単価を減額・据え置いているところも 17 府県と多くありますし、これらを含め全体の約 7 割、34 道府県において交付税単価の伸びを下回る状況となっております。

なお、本県の高等学校の補助単価は全国平均を約 4 千円上回り、順位も第 19 位となっており、他県と比較しても遜色のない予算措置が図られているのではないかと考えております。

次に授業料減免補助事業でございます。

今回の国の高等学校等就学支援金の制度実施に合わせ、年収 350 万円未満程度までの世帯を対象に、県内私立高等学校の授業料平均である 29 万 7 千円までを無償化するなど低所得世帯について手厚い制度改正を予定しているところであります。現在、全国で年収 350 万円を超える世帯まで無償化を予定しているのは 1 県を確認しているのみでございます。

さらに授業料減免事業の補助金を増額すべきとのご指摘でございます。今回拡充した授業料減免制度のほか、施設設備費などの納付にも活用できる各種奨学金制度や、教育支援金制度などがありますので、これらの利用を促進することにより、経済的理由で就学困難な生徒の教育機会の確保を図ってまいりたいと考えております。

(水道料金の値下げと水源開発も見直し)

次に、水道料金の値下げについてでございます。

今回の県西広域水道料金の値下げにつきましては、借入金の繰上償還により利息軽

減を図るなど経営努力を行いました結果、長期見通しでも健全な経営を維持できると見込まれましたため料金を値下げすることとしたところであります。

水道料金は、施設整備のための借入金の償還や維持管理費、また今後の施設改築等の費用を考慮しながら、長期的な展望に立って設定をしております。

他の広域水道につきましても、施設改築事業や、今後見込まれる老朽化した送水管の更新費用などを勘案しながら、定期的に見直しを行い、引き続き適切な料金を設定してまいりたいと存じます。

次に、水源開発の見直しについてでございます。

完成済みの水資源開発施設で水需要は賄えるとのことご指摘でございますが、水道用水の需給につきましては、取水地点や供給区域により制約がありますため、個別の給水系ごとにその実態を見ていく必要がございます。

平成 20 年度に見ますと、県南広域水道用水供給事業の利根川給水系や、県西広域水道用水供給事業の水海道給水系におきましては、完成済みの水資源開発施設で確保している水量では、需要の約 50%、県中央広域水道用水供給事業の水戸給水系で需要の約 20%しか満たすことができない状況でございます。このため、現在開発中のハツ場ダム等の完成を前提として暫定水利権により、県南広域水道利根川給水系においては日量約 4 万 2 千トン、県西広域水道水海道給水系においては日量約 1 万 6 千トン、県中央広域水道水戸給水系においては日量約 2 万 7 千トンの許可を得て給水している状況にあります。

全県の需要実績は平成 19 年度で日量 150 万トンになっております。

本県の水道普及率は平成 19 年度現在 91.7%と全国平均の 97.4%を大きく下回っている状況にございまして、これを高めるためには、地下水から水道への利用転換を図る必要もございます。こうしたことから、平成 32 年の水道用水の需要は日量約 134 万トンになるものと推計しております。

こうした水需要に対応するため、ハツ場ダムや湯西川ダム、霞ヶ浦導水事業等の水源開発施設は必要なものと考えております。

〔雇用対策〕

（高年齢者雇用安定法）

次に、雇用と地域経済活性化についてでございます。まず、高年齢者雇用安定法の遵守についてお答えします。

この法律の遵守を企業等へ要請すべきとのことではありますが、第一義的には、法令を所管する国、具体的には、茨城労働局とハローワークが対応をしているところであります。

国におきましては、定年引上げ等を実施していない企業に対する個別指導や勧告、

高年齢者雇用アドバイザーによる相談、事業主等への啓発などに取り組んでいるところでもあります。

なお、継続雇用の条件に関して、国が是正するよう指導・助言を行なえるものは、労使間の合意があったもので、例えば、上司の推薦のあるものや男性に限るなど、明らかに不適切なものに限られており、一般的には、労使双方の話し合いにより自主的に定められたものであれば、賃金や配置などの企業内部の個別事案については、国の指導・助言は及ばないものと聞いております。先ほど、日立工機の例についてお話しがございましたが、国が責任を持って対応しておりますので、私どもとしては、一般的に企業要請を行なうということは、差し控えたいと存じるところでございますけれども、今回の件についてご質問もございましたので、また、茨城労働局の方と対応を検討してみたいと考えております。

〔地域職業訓練センターの存続〕

次に、職業訓練施設の存続についてでございます。

筑西地域職業訓練センターは、独立行政法人雇用・能力開発機構が所有し、結城市、筑西市及び桜川市の3市からなる「筑西広域市町村圏事務組合」が委託を受け、運営をしております。

訓練センターは、県が認定した訓練を行う職業訓練法人「筑西職業訓練協会」により在職者訓練や離転職者訓練として、パソコンや簿記の講習、企業の社員研修などに活用されております。このほか、地域の方々に対して陶芸やインターネット等の講座も開催しているところであります。

ご指摘のとおいこういった活動については、大変重要と考えておりますが、雇用・能力開発機構が平成22年度末を持って廃止されることが既に閣議決定をされているところでございますので、訓練センターも同時期に廃止となります。

県としましては、地元自治体が譲渡を希望していると聞いておりますので、譲渡の条件等について、地元の意向が十分に反映されるよう、国や雇用・能力開発機構と協議を進めてまいりたいと考えております。

〔中小建設業の振興策〕

〔最低制限価格の引き上げ〕

次に、中小建設業の振興策でございます。

まず、ダンピング防止策についてでございますが、ダンピングによる受注は、公正な取引秩序を歪めるばかりでなく、工事品質の低下や資材業者を含め下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底などにもつながりやすいものであります。

これまで、県では、ダンピング対策といたしまして、従来より適正な履行を確保するため「最低制限価格制度」及び「低入札価格調査制度」を導入し、ダンピング防止に努めてきたところであります。

また、平成 18 年 1 月からは、価格だけでなく企業の技術力等を勘案した落札者を決定する入札方式であり、ダンピング対策にも効果があるとされており、総合評価方式の試行を開始いたしました。

本年度は、一般競争入札により発注を予定する工事件数の半分に相当する約 170 件を目標に実施をしているところであります。

なお、「最低制限価格」及び「低入札調査基準価格」の算出基準につきましては、平成 20 年度に、国において基準改正が行われました際、県でも、見直しを行なったところでございます。しかしながら、改正後も、落札率につきましては、大きな変化は見られていない状況にございます。

国においては、昨年 4 月に再び、工事の品質確保を図る観点から、基準の改正が行われましたが、この基準改正による落札率の動向やダンピング防止効果などを検証し、県としても適切な対応をしていきたいと考えております。

（住宅リフォーム助成の創設）

次に、住宅リフォーム助成制度の創設についてでございます。

住宅のリフォームを進めていくことは、良質な住宅ストックを形成する観点から、大変重要であると考えております。

市町村が設けております助成制度については、地域産業活性化の観点などから、市町村内の工務店にリフォーム工事を依頼する場合を助成の対象としているところであり、制度の趣旨からしても、市町村が主体となって行っていくことが相応しいと考えております。

この住宅リフォーム助成制度につきましては、国の地域住宅交付金を活用することができるところから、市町村に対し交付金の利用促進を働きかけているところであり、今年度からは 3 市で活用しております。また、平成 22 年度からは、さらに 2 市が加わる予定であり、他の市町村に対しましても、ご指摘でもございますので、引き続き交付金の利用促進を働きかけてまいりたいと存じます。

なお、県としては、リフォームに関する悪質な業者の存在や、身近に相談先が無いことなどの課題がありますため、住宅耐震・リフォームアドバイザー、ホームページなどを通じた住宅情報の提供をしているところであります。

また、一昨年に設立した「茨城あんしんリフォーム・住まいづくり協議会」において、優良なリフォーム事業者を登録し、その情報の公開を行っているところであります。

〔米の価格保障と消費拡大・地産地消〕

次に農業振興策についてお答えいたします。まず、米の価格補償についてでございます。

平成 22 年度に実施される米戸別所得補償モデル事業につきましては、米価が低迷

し、恒常的にコスト割れの状況となっている稲作農家の経営を安定させるため、標準的な生産費が販売価格を上回る赤字分について、国が直接助成する仕組みとなっております。

国では、この生産費の算定に当たりまして、種苗代や肥料代等の物財費、雇用労働費等の経営費は、全額計上する一方、その他の経費は、必ずしも全額を経費に計上せず、標準的な生産費を 13,703 円としていると聞いております。

具体的には、自己資本利子や自作地代などの費目については、仮に他人や他の用途に貸し付ければ得られる利息や小作料を想定しているものであり、実際にはかかっていない経費でありますので、これを経費として計上しなかったり、家族労働費については、生産性を向上させるなどの経営努力を促すため、全額経費に計上するのではなく、8割相当額に限って計上していると承知しております。

いずれにいたしても、本事業は、本格的な戸別所得補償対策の前段階でのモデル事業でありますので、今後その状況をみまして、その評価や影響を見極めていく必要があると考えております。

次に、米の消費拡大と地産地消についてであります。

米飯給食は、米の消費拡大と併せて、次代を担う子ども達に対して、ごはんを中心として日本型食生活を普及・定着させるためにも大変有効であります。

このため、県では、昨年3月に策定いたしました「茨城県米消費拡大推進方針」におきまして、米飯給食の週あたりの実施回数を平成20年度の2.9回から、平成23年度には、3.2回に増加させるという目標を設定しているところであります。

学校給食では、米飯の方がパンよりも1食あたり約23円ほど経費が多くかかりますことから、新たに米飯給食の回数を増加させる市町村に対し、増加した経費の2分の1を県が補助する等の事業を本年度開始したところであります。

本年度は、つくば市など6市でこの事業を活用するなど、10市町村で米飯給食の実施回数が増加し、県平均では週あたり3.0回と、昨年度と比較し0.1回増加している状態にあります。

県といたしましては、まずは現行の目標である週3.2回の達成に向け、引き続き関係機関と連携を図りながら、市町村に対して米飯給食の増加を働きかけてまいります。

〔パン用小麦「ユメシホウ」支援策〕

次に、パン用小麦「ユメシホウ」の支援策についてお答えします。

「ユメシホウ」は、つくば市にある国の独立行政法人である作物研究所がパン用小麦として育成した新品種であり、現在、つくば市において、地元産の小麦によるパンを作る地産地消の観点から、「ユメシホウ」の試験栽培と、市内のパン屋でのパンの製造販売がなされていると承知しております。

こうした取り組みは、「パンの街つくば」プロジェクトの下に、生産者、実需者、つくば市、研究機関などが連携して進められており、地産地消はもとより、食料自給率の向上や地域の活性化にもつながる、大変特色ある取り組みでございます。

このため、県といたしましても、農業改良普及センターを通じて、栽培技術の指導などを行っており、健全な生育を促し、高品質な麦を生産するため、作付前の土壌診断の結果に基づく施肥設計や適期播種、麦踏みなどの基本技術の励行を徹底いたしますとともに、パン用小麦に求められる高タンパクな麦を作るため、生育調査に基づくタンパク含量を高める適期追肥の実施といった、栽培管理のポイントを押さえた個別巡回指導を国の研究機関やつくば市と協力しながら進めているところであります。

今後とも、こうした県内各地で特色ある取り組みが進められる場合には、県としても励まし、支援していきたいと考えております。

〔TX沿線開発の見直し・筑波山の活性化策〕

次に、大型開発の見直しについてお答えいたします。

まず、TX沿線開発の規模縮小についてでございますが、開発区域の縮小を行なうには、多くの課題がございます。

TX沿線の土地区画整理事業は、平均4割の減歩を行い、道路などの公共施設用地や、保留地を捻出しておりますが、既に、公共施設や宅地の一部は完成しておりますので、この公共用地分を、縮小された事業区域内の土地の減歩率を増やすなどして対応していく必要があります。

このほか、区域外となった土地にかかる道路や下水道などの整備をどうするかという大きな課題もございます。

また、このようなことについて、県施行3地区だけでも、約2,600人の地権者の方々から、改めてご理解を頂く必要がございますので、現実的には極めて難しいものと考えております。

さらには、先行取得した県有地は、区域外になる土地に未整備の状態のまま残ることとなりますので、当然、処分価格も大幅に下落し、収支のさらなる悪化が懸念されるところであります。

このように、事業規模の縮小は現実的に難しい状況にありますが、将来負担を少しでも少なくできるよう、事業計画の見直しによる事業費の圧縮や、早期土地処分による県債の繰上償還などに、全力で取り組んでいく考えでございます。

次に、筑波山の活性化策についてお答えいたします。

筑波山麓観光周遊バスにつきましては、つくば市において、地方の元気再生事業を活用し、本格的運航を目指した社会実験として、秋の行楽期に合わせ、2カ年にわた

り実施したものであります。

この周遊バスができることによって、筑波山麓の各名所や、地域づくり団体が行なった「筑波山麓秋祭り」の会場を効率的に移動することが可能となりましたので、来訪者や地域団体等から大変好評を得ているとのこととあります。

つくば市におきましては、この社会実験の成果を踏まえ、来年度につきましても、筑波山麓の周遊性を高めるためのバスの運行を継続する予定と聞いております。

このため、県といたしましては、筑波山周辺におけるスムーズな交通を確保するため、国道 125 号バイパス及び県道筑西つくば線の整備を促進しますとともに、この周遊バスの運行や筑波山の魅力について、県の観光ホームページ等を活用した積極的な情報発信に努め、つくば市の取り組みを支援してまいりたいと考えております。

〔自衛隊百里基地・茨城空港〕

次に、自衛隊百里基地・茨城空港についてお答えいたします。茨城空港開港をやめるべきだというお話しでございますけれども、折角、国の騒音だけでなく地元のためにとということで、地域振興を目指して茨城空港の民間共用化を図ってくれたところとあります。ぜひとも私どもとしては、この利活用を積極的に図ってまいりたいと考えております。

次に、騒音についてでございますが、県は、航空機の騒音などを把握するために飛行経路の直下に設置した自動測定局 2 カ所と周辺 10 カ所の、合わせて 12 カ所で調査を実施しております。

航空機騒音のうるささを示す指標でありますW値は、自動測定局 2 カ所のほか、周辺の 1 ないし 2 カ所で環境基準の 70W値を超えている状況でございます。

このため、防衛省や百里基地に対しまして、騒音低減対策の強化、防音工事対象施設の拡大、騒音監視体制の充実などを要望しているところであります。

次に、民間共用化後の滑走路の運用につきましては、新滑走路を主として民航機が使用し、現滑走路を主として自衛隊機が使用することが基本とされているところであります。

今後、どのような形で運用するかにつきましては、国土交通省と防衛省との間の協議により決定されるものと聞いておるところでございますけれども、先程ご指摘もございましたが、小美玉市長などからの陳情を踏まえて協議がなされますように、必要に応じて国への働きかけを行ってまいりたいと考えております。

次に、百里基地での日米共同訓練につきましては、地元 3 市が、やむを得ないと判断し、国と騒音対策や安全対策などに関する協定を締結したうえで、受け入れているところとありますので、県といたしましても、そのような地元の意向を尊重しているところとあります。

〔鈴木教育長の答弁〕

〔特別支援学校整備計画の見直し〕

教育行政についてお答えいたします。

まず、特別支援学校整備計画の見直しについてでございます。

特別支援学校におきましては、知的障害特別支援学校の児童生徒数の急増に伴う教室の不足やスクールバスの長時間乗車による児童生徒の負担軽減、障害の重度・重複化への対応などを図るため、平成22年度から26年度までの5カ年を計画期間とする、県立特別支援学校整備計画を、昨年12月に策定したところでございます。

まず、議員ご指摘の学校の適正規模の基準を示さなかった理由についてでございます。

特別支援学校は、障害のある児童生徒数が都市部や山間部など地域によって差があることや、障害の種類、程度によって、校舎の面積、教室の数や広さ、グラウンドの広さが異なってくることから、適正規模の基準を設定しづらい状況にございます。

このことは、国や他県においても、同様の考え方で設けていない状況でございます。

なお、議員から先ほど、神奈川県と大阪府のお話しがございましたが、昨年末に北海道が行った全国調査結果を見ますと、47都道府県で基準を設けていないと、回答しているところでございます。

また、整備するに当たっては、少子化により、小中学校や高等学校の統廃合が進んでおりますので、県の厳しい財政状況や学校の跡地等の有効利用といった観点から、設置先の学校の規模のなかで、定員を定めていく必要があると考えております。

このようなことから、今回の整備改革に盛り込みました境西高の跡地等への特別支援学校は、現段階では約250人の定員としたところであり、当該通学区域内の児童生徒は、十分受け入れが可能であると考えております。

また、全児童生徒数が200人を超える学校への対応についてでございますが、特別支援学校におきましては、小学部から高等部まで12学年ございますので、200人を超えた学校であっても、1学年当たりの児童生徒数にしますと3クラス17人程度であり、教育活動にも支障がないものと考えております。

他県においては、350人を超える学校が14校あり、うち400人を超える学校が7校もある状況にございます。

今回の整備計画は、各学校において障害のある児童生徒への教育が適切に図られるよう、通学区域の見直しや学校の新増設等について計画に盛り込んだものであります。

したがって、今回の計画を着実に実行してまいりたいと考えております。

〔つくば養護学校の分離新設〕

次に、つくば養護学校の分離新設についてでございます。

つくば養護学校は、県内初の知肢併設の特別支援学校として、平成 19 年度に開校し、現在、約 300 人の児童生徒が在職している状況でございます。

施設につきましては、普通教室や特別教室のほかに、他校には整備していない集会室、プレイルームなど、いろいろな用途に使用することができるスペースを、各階に設置しております。

このため、今回の整備計画におきましては、このスペースを普通教室に使用すれば、約 370 人の児童生徒数を受け入れることが可能であると見込んでいるところであります。

なお、スペースを普通教室に使用することにつきましては、保護者の方々から一定の理解を得られていると聞いております。

また、児童生徒数の推計にあたりまして、計画期間の最終年度であります平成 26 年度には 360 人程度と見込んでおりますので、現有施設で十分受け入れ可能であると考えております。

このようなことから、計画期間内での校舎増築の検討は行っていないところでございます。

〔山中議員の再質問〕

（高年齢者雇用安定法の遵守）

知事に 3 点再質問いたします。一つは雇用の問題です。高年齢者雇用安定法は、全ての企業に 65 歳までの継続雇用を義務付けたものです。

先ほど、具体事例を出したところ、労働局と対応を検討したいとのことでしたので、それは早急に実施をしていただきたいと思っております。法第 5 条で県としての責務も明記されており、高年齢者雇用推進委員会の構成メンバーでもありますので、茨城県経営者協会など経済 4 団体に強く継続雇用を要請していただきたい。そのことについてお答え下さい。

（私立学校助成策）

次に、私立学校助成策について、私どもの調査では、1 月 22 日、文科省が懇談で、「国の措置は授業料支援ではあるが、今までの県の減免措置は授業料名目以外の学費補助に使うことが可能」と回答しています。

私立高校の学費補助基本額を、09 年度全国私立高校の授業料と施設設備費を加えた平均学費 54 万円を前提に、授業料と施設設備費の合算額とすること、この考えはすでに 09 年度から大阪、京都、広島などで示されているものです。本県も踏み出すべきではないかと思っておりますが、お答え下さい。

（自衛隊百里基地・茨城空港）

次は、茨城空港滑走路の運用についてです。

防衛省運用企画局運用支援課は2月3日、私どもの問い合わせに「運用協定は考えていない」と回答しています。

新滑走路の所有権も管理も防衛省にあります。これでは自衛隊機の新滑走路使用がいつでも可能となります。

茨城空港は自衛隊基地強化が目的ではないかと私どもは当初から事業に反対し、県民からも厳しい批判が出されています。新滑走路は自衛隊にも米軍にも使わせないことについて再度伺います。お答え下さい。

〔再質問に対する橋本知事の答弁〕

（高年齢者雇用安定法の遵守）

山中たい子議員の再質問にお答えいたします。

まず、高年齢者等の雇用の安定でございますけれども、これについては山中議員も労働局の方にお問い合わせをされていると聞いておるところでございます。その結果もお聞き及びだと思えます。ですから、私どもとしては、それも踏まえた上でどう対応するかということを考えていきたいと思っておりますが、いずれにいたしましても、この法律では第5条に確かに国及び地方公共団体の責務という規定はございますけれども、その他、例えば助言及び勧告とか、そういったことについては、厚生労働大臣が主体になっているものでございます。従いまして、私どもがそういったことについて働きかけるよりは、きちんと国が対応していくということをやすべきではないかと思っております。

（私立学校助成策）

次に私立学校の関係でございますけれども、今日の朝のテレビでも施設設備費などが大変だということを放送しておりました。私も確かに、今、経済状況も悪い中で、大変ご苦労されている方々、大変だなと感じております。ただ一方で、今お話しがありました大阪その他で、いろいろ用途を広げているというお話しがございましたけれども、結局はこの経常費補助単価をどこまでもっていけるか、その中でどういうふうな運用をするかということでございまして、例えば平成22年度におきます高等学校経常費補助単価、私どもの県は19番目でございますけれども、今、お尋ねの中でもかなり低いところはございます。用途を広げても総額が少なければ結局は同じになってしまうわけでございますので、そのへんについて、全体としての額をいくりにするかという方向から私どもとしては検討を進めておるところでございます。

（自衛隊百里基地・茨城空港）

茨城空港の新滑走路を自衛隊に使用させるなということでございますけれども、私

ども、原則として、使わないだろうと思っております。何か、緊急の事態等があれば別でございますけれども、基本的には私どもは、新滑走路については民間共用化のために使うということで、地元として直轄事業負担金を出しているところでございますので、そういったことについては、国土交通省と防衛省との間の協議により決定されることとなっておりますけれども、しっかりと踏まえてやっていただきたいと思いますと考えております。